

4 水先体制の充実等

各水先区における水先業務の円滑な実施を確保するため、水先人の適正員数の確保及び資質の向上等を図るとともに、水先制度全般の見直しを進める。

5 海難原因究明体制の充実

海難の徹底した原因究明と再発防止に向けて、引き続き迅速な調査・審判に努めるとともに、深く掘り下げた科学的な原因究明を行うための調査・審判体制の充実を図る。また、海難調査の国際協力体制を構築するため、アジア地域における実行性のある協力体制の確立を図る。

6 外国船舶の監督の推進

STCW条約及び海上人命安全条約（SOLAS条約）に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、乗組員の資格証明書、航海当直体制、操作要件（乗組員が機器等の操作に習熟しているかどうか）等のソフト面に関して的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。また、アジア太平洋地域におけるPSCの協力体制に関する覚書（東京MOU）に基づき、検査官研修及び専門家派遣等、域内におけるPSC協力体制の充実を図る。

第4節 船舶の安全性の確保

1 船舶の安全基準の整備

平成15年5月国際海事機関（IMO）において、SOLAS条約（海上人命安全条約）附属書の改正が行われ、タンカー・バルカーに対する点検のためのアクセス設備の設置を義務化する時期等が採択された。当該改正規則は平成18年1月1日から効力を有することから、国内関係法令の整備を行うこととする。また、IMOにおける船舶の安全に関する検討に積極的に参画する。

交通バリアフリー法に基づく旅客船のバリアフリー化の義務化に対して、旅客船事業者等が円滑に対応できるよう普及啓発を図るとともに、非常時における安全性の向上などさらに進んだバリアフリー化を促進させるための環境整備を行う。

さらに、安全基準の合理性、妥当性の客観的な評価を行い、基準の整備へ反映する。そのため、具体的に個別の安全評価を実施するとともに、海難事故データ、機器不具合データ等の知的データベースを構築し、船舶の総合的安全評価手法の確立を図る。

2 重大海難事故の再発防止

平成12年の沖合底びき網漁船「第五龍賣丸」転覆沈没事故と同種事故の再発防止対策として、「漁船の復原性の明確化」、「船体構造設備の改善」及び

「操業中の安全な作業、操船の実施」について漁業関係者に対し指導するとともに、各種漁船の転覆事故に関する継続的な調査検討を行い、事故再発防止対策に反映する。

3 危険物の安全審査体制の整備

放射性物質等危険物の海上輸送の増加及び化学工場から発生する危険物の多様化に対応し、船舶による危険物の海上輸送に関する安全基準を整備するとともに、安全審査体制の充実強化を図る。

4 船舶の検査体制の充実

近年、技術革新により従来の設計手法とは全く異なる船型等を有する船舶が増加していること等から、高度で複雑な検査が必要とされている。また、海難防止等のため、あるいは相次いで改正されるSOLAS条約やMARPOL条約等に的確に対応するため、船舶検査体制の整備充実に努める。

5 外国船舶の監督の推進

SOLAS条約及び海洋汚染防止条約（MARPOL条約）等の国際条約に基づき、我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の構造・設備等のハード面に関して的確に外国船舶の監督（PSC）を推進する。